

組合規約が 一部変更になりました

別表 第4条第二号関係

都道府県	市区町村
福島県	いわき市
千葉県	千葉市、松戸市、流山市、野田市、我孫子市、印西市、市川市、船橋市、柏市、香取市、 浦安市
東京都	千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区 武蔵野市、三鷹市、調布市、府中市、小金井市、国分寺市、国立市、小平市、西東京市、東村山市、立川市、西多摩郡瑞穂町、日野市、昭島市、青梅市、東久留米市、清瀬市、東大和市、武蔵村山市
神奈川県	川崎市、横浜市、藤沢市

附 則（令和3年2月10日）

- この規約の一部改正は、令和3年2月10日より施行する。ただし、その適用は被保険者が関東信越税理士会に税理士登録をした日とする。

被保険者の資格調査（住所地 確認）を実施いたします。

組合員資格の適正化を図るため、国からの指導により組合員資格を定期的に調査することが義務付けられているため実施するものです。

- | | |
|---------|-----------------------------------|
| 1.実施時期 | 令和3年6月 |
| 2.調査対象者 | 全被保険者 ^{※1} |
| 3.調査方法 | <u>マイナンバーにより住基ネット情報と被保険者情報を照合</u> |
| 4.必要書類 | なし ^{※2} |



※1 被保険者の範囲は、組合員及び組合員の世帯に属する方で同一住民票に登録され、他の健康保険等に加入していない方となります。（マル学・マル遠を除く）なお、同一世帯で市区町村の国民健康保険に加入されている場合は、世帯で包括して加入となります。

※2 組合に届出している内容と実際に違いがある時は、別途「自宅住所・氏名変更届」や「加入・喪失」等、変更手続きをしていただきます。